

本

平成20年(ワ)第25098号 国家賠償請求事件

原告 浜友観光株式会社 外1名

被告 国分寺市

原告ら準備書面(5)

平成23年6月10日

東京地方裁判所民事第6部 御中

原告浜友観光株式会社訴訟代理人

弁護士 山 崎 俊 裕

原告島田商事有限会社訴訟代理人

弁護士 中 村 一 郎

同 大 野 壽 三 枝

同 小 林 大 祐

第1 原告浜友観光の主張

1 「営業利益の不存在」について

(1) 法律論としてそもそも失当であること

被告は、平成23年4月5日付第7準備書面において、「予見することができない損害についてまで賠償責任を負うものではないから、本件逸失利益が認められるためには、本件想定利益が本件図書館条例改正の時点で被告による予見が可能である程度の確度をもって存在していなければならない。」と主張する。その趣旨は判然としないが、「予見できない損害につき賠償責任を負わない」とする部分に照らし、原告浜友観光の損害は通常生じる損害ではなく、特別の事情によって生じた損害と主張する趣旨かと思われる。しかし、出店を阻止すれば逸失利益が生じることは当然である。このことは、パチンコ店の出店妨害につき損害賠償の範囲を判示した平成20年7月8日最高裁判決(甲35)が「被上告人らは、本件計画土地に

おける上告人の開業を妨害する目的を有し、又はこれに協力する意思をもって、その妨げとなる本件診療所を開設するなどしたというのであるから、これにより上告人が本件計画土地でパチンコ店を開業すれば得られたはずの営業利益を得られなくなることは当然に予見していたものというべきであり、上記営業利益が被上告人らの上記開業妨害行為と相当因果関係のある損害に当たることは明らかである。」と判示するとおりである。

(2) 原告浜友観光の出店計画が進捗していたこと

原告浜友観光は、当初、本件建物を増床して営業する意向を持ち、そのための調査及び調整を訴外サミーデザインに委託した。サミーデザインの一級建築士[]は、原告浜友観光の方針に沿って被告および多摩建築指導事務所と接触を重ねた(甲36)。

サミーデザインは、平成18年9月13日、被告に対し、「国分寺市まちづくり条例に係る開発事業事前相談カード」を提出し(甲36資料4)、その添付資料として、案内図、配置図、既存1F2F平面図、計画1F2F平面図および既存建物台帳証書を提出した(甲36資料5の「国分寺市役所都市計画課」部分の③部分)。また、同日、被告下水道課と下水本管への放流および雨水処置について質疑した(同「国分寺市役所下水道課」部分)。

更に、多摩建築指導事務所を訪問し、都市計画法53条の解釈について協議し、同年10月2日にも多摩建築指導事務所を訪問して都市計画法53条の許可を取るための条件を協議した(甲36資料6)。

その後、サミーデザインは、被告都市計画課との間で、建物の一部除却、駐輪場の扱いなどの協議調整を進め(甲36資料7)、同年10月6日には各階既存平面図、各階計画平面図、計画断面図、面積表、駐車場に対する考え方を被告都市計画課に提出し(甲36資料9)、同月10日には建築指導事務所にも提出した(甲36資料10)。

しかし、その後の調査により増床が困難であることが判明したため(甲36資料11以下)、平成18年11月下旬、原告浜友観光は、サミーデザインに対して、現況床面積でのパチンコ台配置図を作成するよう依頼し、同月22日、サミーデザインは原告浜友観光に対して図面を送付した(甲37)。そして、増床困難との報告を踏まえ、甲37の図面に基づき出店す

ることとして、同月29日までにサミーデザインに対して増床撤回方針を伝えた。同月29日、サミーデザインはこれを被告に伝え、あわせて多摩建築指導事務所にもその方針を伝達した。そうしたところ、被告から、サミーデザインに対して、被告市庁舎を訪問するよう要請され、同月5日に訪問予定した。そして、訪問当日、本件図書館条例改正が議決されたのである(甲36)。

以上の経緯に明らかなとおり、原告浜友観光は、増床計画につき被告及び多摩建築指導事務所との折衝を重ね、増床困難が判明した時点で増床しない前提の図面を作成し、増床方針撤回を前提に用途変更につき多摩建築指導事務所との連絡調整を行い、あとは実務を進めるだけの段階にあった。従って、「本件パチンコ店の営業開始は全く未定の状態にあった」は事実反する。

2 損害範囲について

(1) 各種委託費

被告は、原告浜友観光の損害のうち、訴外オリックスアルファに対して支払った費用(不動産仲介手数料)、訴外アドバンテージに対して支払った費用(旧テナント立退委託費用)及び訴外サミーデザインに支払った費用(調査費用)が損害となることを否定する。

これらの費用は原告浜友観光が本件建物においてパチンコ店を営業するために支払ったものであるが、被告の出店妨害により、その成果(訴外オリックスアルファについては賃貸借契約の締結、訴外アドバンテージについては旧テナントの退去、訴外サミーデザインについては各種調査)は無価値化したものである。従って、被告の違法行為と相当因果関係のある損害であって賠償範囲に含まれる。

(2) 無駄に支払った賃料

被告の妨害がなければ、原告浜友観光は、平成19年3月1日には本件建物においてパチンコ店を開業したはずである。しかし、被告の出店妨害により、平成19年3月1日時点でパチンコ店を開業することはできず、本件建物を他の用途に使用することもできなかった。従って、賃料を支払うことによる成果即ち本件建物の使用収益権原は無価値化したものである。

よって、無駄になった賃料は、被告の違法行為と相当因果関係のある損害として賠償範囲に含まれる。

但し、原告浜友観光は、被告の出店妨害後、被害を軽減するための転貸先を探索し、平成19年6月8日から本件建物を訴外セイジョーに転貸した(甲15の1)。従って、同日以後の本件建物使用収益権原は、転貸料収入という形で価値を生み出した。よって、その限りでは、被告の違法行為によっても対価(賃料)を支払った事による成果(使用収益権原)が無価値化しなかったという点で、相当因果関係を欠く。

以上から、平成19年3月1日から同年6月7日までの賃料が、被告の違法行為と相当因果関係のある損害となる。

なお、従前、セイジョーに対する転貸開始時期につき、訴状の記述に一部齟齬があったので、これを平成19年6月8日と訂正し、損害額も平成19年3月1日から同年6月7日までとする。これに伴い、従前満4ヶ月間を前提に金840万円と主張していたところを、3ヶ月と7日間として金679万円(3～5月が消費税込み各210万円、6月分日割り消費税込みで49万円)に縮減する。

第2 原告島田商事の主張

原告島田商事の逸失利益は、原告浜友観光に逸失利益が認められることを何ら前提とするものではないから、この点に関する被告の反論は的外れである。

第3 提出証拠

- | | |
|-------------|-----------------|
| 甲第35号証 | 平成20年7月8日付最高裁判決 |
| 甲第36号証 | 陳述書 |
| 甲第37号証の1, 2 | FAX送付状及び図面 |

平成20年(ワ)第25098号 国家賠償請求事件

原告 浜友観光株式会社 外1名

被告 国分寺市

原告ら準備書面(6)

平成23年10月13日

東京地方裁判所民事第6部 御中

原告浜友観光株式会社訴訟代理人

弁護士 山崎 俊和

原告島田商事有限会社訴訟代理人

弁護士 中村 一郎

同 大野 壽三枝

同 小林 大祐

第1 違法な公権力行使の内容の特定

平成18年11月29日、原告浜友観光から増床計画撤回の通知を受けた被告市長は、議員提案による図書館条例の改正を画策し、働きかけを行った。同年12月5日、この被告市長の意を受けた被告議員らは、被告議会に本件条例改正案を提案し、被告市長も同提案に同調して事前準備してあった補正予算案を提出した(甲25・1頁, 甲26・4頁)。その結果、同日の被告議会において本件条例改正案が可決・成立した(甲7)。本件条例改正に向けた被告議会及び被告市長のこれら一連の共同行為が、原告らに対する違法な「公権力の行使」であり、

これが原告らの営業の自由を侵害したのである。

なお、被告市長は、これ以前から風営法による新規パチンコ店出店規制効果を明示した「旧UFJ銀行の活用の充実について」の作成（乙2・同月15日、同月21日修正）、被告教育委員会に対する図書館条例改正の付議（同月24日・乙5）により、原告浜友観光の出店阻止を画策していた。

また、被告市長及び被告議会の共同関係は、被告政策部長による図書館分館イメージの詳細な答弁（甲26・5～6頁）から明らかである。

第2 原告浜友観光の逸失利益の算定について

1 意見の相違点整理

原告が提出した意見書（以下「原告意見書」という、甲10）と被告が提出した意見書（以下「被告意見書」という、乙30）の主な相違点は以下のとおりである。以下、順次反論する。

記

- ① パチンコ台の日額売上高をどの資料に依拠すべきか
- ② 経費率はTKC経営指標のどの指標を用いるべきか
- ③ 利益額から役員報酬を控除すべきか
- ④ 設備投資及び減価償却の算定
- ⑤ 借入金利息を控除すべきか

2 パチンコ台の日額売上高をどの資料に依拠すべきか

原告意見書が準拠する資料は「パチンコ産業年鑑2007」（以下「年鑑」という、原告意見書別紙1として添付）であり、被告意見書が準拠する資料は「経済産業省・特定サービス産業動態統計調査」（以下「動態統計」という、被告意見書「23. パチンコホール」部分に添付）である。いずれもパチンコ

業者の一部を抽出したものであり、抽出した事業所数は、年鑑が182、動態統計は採用年によるが203から295の間であって、概ね同程度である。

ただ、年鑑は、法人名、法人所在地、法人ごとの遊技台数、店舗数、売上高、売上に占めるパチンコ営業の比率が開示されているのに対し、動態統計は法人ごとの資料がなく、事業所の合計売上高、同設置台数が示されるに過ぎない。うち、「売上に占めるパチンコ営業比率」の有無は重要である。パチンコ店を営業する事業所がパチンコ店だけを営業種目とするとは限らず、単なる売上高では、パチンコ営業以外の売上を含む可能性があるからである。よって、「パチンコ台の日額売上高」を算定するためには、年鑑の方が遙かに有用である。

また、年鑑と動態統計は、抽出対象事業者の事業規模に大きな差がある。即ち、年鑑と動態統計から1事業所当たりの売上及び設置台数を比較し、年鑑に記載された原告浜友観光の値を示すと以下のとおりとなる。なお、比較年を統一するため、動態統計は年鑑に対応して2007年のものを採用した。また、年鑑の売上高はパチンコ店に限った「修正売上高」に準拠した。

	1事業所当たりの売上	1事業所当たりのパチンコ台数
年鑑	約824億円	約7906台
動態統計	約33.3億円	約389台
浜友観光	760億円	6502台

注：約824億円=14,997,260,696千円 ÷ 182

約7906台=143万8916台 ÷ 182

約33.3億円=872,103百万円 ÷ 262

約389台=10万1986台 ÷ 262

原告浜友観光は年鑑の値を転記

以上のとおり、年鑑及び動態統計を比較すると、その事業規模の点で年鑑が抽出した事業所の方が原告浜友観光に近い属性を持つ。従って、年鑑に準拠した方が実態に近い。

このように、開示された情報の項目、対象とした事業所との特徴の点から、パチンコ台の日額売上高は年鑑に準拠すべきである。

3 経費率はTKC経営指標のどの指標を用いるべきか

原告意見書、被告意見書共に経費率をTKC経営指標に準拠しているが、同指標は、企業の属性に応じて様々な情報を開示している。うち、原告意見書は「黒字企業平均」を採用し、被告意見書は「全企業平均」を採用した。TKC経営指標には、その他に、「黒字優良企業」の分類や、黒字・赤字を問わない規模別の分類がある。これを本件について見ると、黒字企業平均が理にかなっている。理由は以下のとおりである。

まず、最も簡明な根拠は原告浜友観光が黒字企業であること、また、新規出店をなしうる企業は黒字企業であることが多いことを指摘できる。

また、TKC経営指標の特徴も考慮しなければならない。TKC経営指標は、経費率を詳細に把握できる利点があるが、対象となる事業所の規模が小さい。例として、被告意見書に添付されたTKC経営指標平成20年度版を見ると、全企業平均の年間売上高は約23.3億円（100万円以下切り捨て）、黒字企業平均で28.5億円、規模別の中で最大分類である「30億円以上」でも56.7億円である（被告意見書添付TKC経営指標平成20年度版の「純売上高」部分）。他方で、原告浜友観光の売上高は760億円である。一般論として、事業規模が大きくなるにつれてパチンコ台などの物的設備の仕入単価が下がり、本部機能（総務・経理部門など）にかかる経費が全体に占める比率も低下するため、全体として経費率が低下する。その事実はTKC経営指標にも顕著に現れている。例として、被告意見書に添付されたTKC経営指標平成20

0年度版及び平成21年度版の「販売費・一般管理費」比率は以下のとおり規模が大きいほど低い。

	平成20年度版	平成21年度版
30億円以上	12.6%	14.5%
20億円～30億円	13.8%	16.0%
10億円～20億円	16.1%	17.0%
5億円～10億円	20.1%	19.1%
2.5億円～5億円	24.2%	27.4%

以上を踏まえるに、原告浜友観光はTKC経営指標の最大事業所分類（年間売上30億円以上）の平均売上の十数倍の規模であるから、「優良企業平均」を当てはめてもおかしくない。但し、そこは保守的に見積もって黒字企業平均とすることが合理的である。

4 利益額から役員報酬を控除すべきか

原告意見書は役員報酬控除前のものを利益額とし、被告意見書は役員報酬控除後のものを利益額とした。しかし、役員報酬を利益から控除する扱いは誤りである。

まず、役員報酬は「各店舗のコスト」ではない。パチンコ台や店舗で雇用する人件費が店舗運営のコストであり、新たな店舗を出店すれば必然的に増大する費用であるのに対し、役員報酬は出店の有無にかかわらず増減せず、店舗を運営するためのコストではない。店舗を運営するための費用ではなく、出店に関わらず増減しない性格を持つ以上、「出店していれば得られたであろう利益額」を算定する上で、これを控除してはならない。

5 設備投資及び減価償却の算定

(1) 算定手法が恣意的であること

被告意見書は、売上高及び経費の算定につき、①パチンコ業界の地域性を考慮して近隣類似店舗の損益状態を把握し行う方法と、②統計に基づいて試算する方法を比較し、前者は適切な情報を得ることが困難であるとして後者を採用した(被告意見書4頁及び6頁)。原告意見書も同様の手法を比較した上で統計を用いる方法を採用し、その理由は、適切な情報入手の困難性、情報選択の恣意性排除にある(原告意見書2頁)。このように、統計に依頼することの利点や合理性は、原告意見書、被告意見書が一致して認めるところである。

ところが、被告意見書は、設備投資及び減価償却の算定において、原告意見書と異なりTKC経営指標によらず、「新規出店に伴う内装工事やパチンコ台設置費用については、1台あたりのコストを業界関係者等からのヒヤリングに基づいて採用し(被告意見書3頁③、採用したコスト額は6頁)、設備投資額を算定すると共に減価償却を行う試算をなした。なぜ、この部分のみTKC経営指標を使用せず、適切な情報を得ることが困難で、情報選択の恣意性を排除できない手法を採用したのかは説明がない。

また、被告意見書は、以下の前提をおいて試算する。

- ① 業界の実状では遊技台は1年で除却ないし売却される
- ② 業界の実状では遊技台は1年後に売却し、売却価格は取得価格の10%を上回ることがない
- ③ 他の設備は法定耐用年数経過時に廃棄し、同額の再投資を行う

被告意見書が、原告浜友観光が出店しようとした店舗においてこうした実態を備えるはずと主張するのか、日本全国でこのような実態があると主張す

るのか、関東近郊でこのような実態があると主張するのかが不明であるし、「ヒヤリング」なるものもその実態は全く不明である。上記①ないし③が当てはまる例のあり得ることは否定しないが、それを本件に当てはめる根拠も不明である。その結果、被告意見書は、原告意見書、被告意見書双方がその基本姿勢として希求した、適切な情報を得ることが困難であるために試算の客観性が損なわれるという欠点を、典型的に抱え込んでいる。

(2) TKC経営指標が考慮済みであること

また、被告意見書が指摘する①及び②の業界の実状なるものはTKC経営指標が反映済みと認められ、③は実態に合致するかどうか不明なそのような想定を設けずともTKC経営指標が考慮済みである。うち、①及び②の問題は調査中の事項があるため、後日主張を補充することとし、以下③のみ指摘する。

③であるが、全ての設備は期間経過に伴いどこかで廃棄され、新たな設備投資がなされ、新たな設備について減価償却がなされる。従って、事業者が随時行う設備投資は減価償却の形で費用化されており、それは、TKC経営指標において減価償却額・比率として現れている。従って、事業を行う上で順次設備投資がなされることは事実だが、それはTKC経営指標の減価償却部分を考慮すれば足り、根拠の不確かな実額ベースの試算を行う必要がない。

6 借入金利息を控除すべきか

被告意見書は借入金の利息を控除する。利息は費用であるから、利息を控除する選択肢があり得ることは否定しない。しかしながら、本逸失利益の計算で利息を控除することは認められない。理由は以下のとおりである。

原告浜友観光は、原告島田商事との賃貸借契約において、保証金5億円を納付した（甲5：賃貸借契約書第5条）。もし、原告浜友観光が保証金を借入で

賄い、その利息を損害として賠償請求しているのであれば、逸失利益の算定においてもその事情を考慮し、利息を利益から控除して算定することに合理性を認めうるが、本件はそのような事情がない。

すなわち、原告浜友観光は同保証金を自己資金で賄った。そして、出店に伴うその余の費用も保証金同様に自己資金でまかなう想定であった。よって、そもそも利息負担は発生せず、それゆえ、原告浜友観光は本件訴訟において利息負担を損害に計上せず、賠償請求していないのである。

このように利息負担が発生しない以上、逸失利益額の算定において、利息を利益から控除すべきではない。

以上